

五島市監査委員公表第3号

平成18年度の定期監査報告に係る措置状況について、
五島市長から通知があったのでその写しを、別紙のとおり
公表する。

平成19年3月26日

五島市監査委員 高 木 長 幸

五島市監査委員 熊 川 長 吉

18五総第2847号

平成19年3月23日

五島市監査委員 高木長幸様

五島市監査委員 熊川長吉様

五島市長 中尾郁子

平成18年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成19年2月1日付け18五監第354号による定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象 企画課、財政課、総務課、社会福祉課、松寿園、生活環境課
三井楽支所、岐宿支所

2 指摘事項及び講じた措置

(共通事項)

(1) 委託契約、賃貸借契約事務について

ア 指摘事項

- ① 見積徴取、契約締結伺いが無いものがある。
- ② 伺いに根拠となる財務規則等を明記していないもの、また契約書「案」を添付していないものがある。
- ③ 見積書に不備がある。(日付、受付印等)
- ④ 随意契約で1人の者の見積りをもって代えることができるという条件で、財務規則第87条第1項第2号を適用しているものが見受けられるが、該当理由を明記すべき。
- ⑤ 契約書中、内容に齟齬(そご)が生じているものがある。

イ 講じた措置

企画課・・・③、④、⑤を指摘されましたので、適正に処理いたしました。

財政課・・・⑤を指摘されましたので両者の印により契約書を訂正いたしました。

今後、齟齬がないよう契約書の内容を精査することとします。

総務課・・・監査結果に基づき、適正な更正処理を行うとともに、財務事務等の執行に当たっては、監査結果を踏まえ、今後とも適正な事務処理に努めることとします。具体的には、委託契約事務9件、賃貸借契約事務7件がありましたが、指摘されました②については、ノートパソコン賃貸借契約伺いに契約書の

「案」が添付されていなかったことと、全ての契約で伺いどきに契約書の「案」にも市長名・契約年月日が記入されていなかったことを指摘されましたので、是正処理いたしました。④の指摘は、椛島職員住宅浄化槽保守点検業務委託料と給与システム保守委託料で見積書徴取の適用条項が違っていたため修正いたしました。⑤の指摘は、給与システム保守委託料とファイリングシステム維持管理業務委託料の契約書中の内容に齟齬があったので、削除挿入により適正な更正処理を行いました。

松寿園・・・①、②、④を指摘されましたので、適正に是正処理いたしました。

今後は、適正な事務処理を徹底することとします。

生活環境課・②、③、④の指摘事項は、適正に是正処理いたしました。

⑤の指摘は、違約金の率を改正前の3.6%としておりましたので、3.4%に訂正いたしました。

三井楽支所・②については、総務課と産業経済課で、③については、総務課、市民課、産業経済課で、④については、総務課の事務処理で指摘されましたので、適正に是正処理いたしました。⑤については、市民課のごみ収集委託契約と福祉保健課のみらく保育所消防用設備等点検業務委託契約で指摘されましたので、適正な更正処理を行いました。

岐宿支所・・・①については、総務課、市民課、産業経済課で、②については、市民課と水道課で、③と⑤については、福祉保健課所管の生活支援ハウスふれあいの里の表示板変更製作設置に伴う見積書と請書で不備がありましたので、適正に是正処理いたしました。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 交付請求書までを一連の書類と見るので、請求書写し等も整理保管すべき。
- ② 繰越金が支出決算額と比較して多額である事業が見受けられる。補助額を見直すべき。
- ③ 補助事業者等は帳簿及び証拠書類を備えるよう義務付けられているが、無いものがある。事業の履行確認を行う上でも整理保存すべきであり、補助事業者等に対し、適正な措置を講じられたい。
- ④ 事業の履行確認を収支決算書のみで行っている事業が見受けられる。証拠書類としては領収書が原則であり、収支決算書と確認すべき。
- ⑤ 収支決算書で一部計算が合わないものがある。
- ⑥ 実績報告書の提出が、市の出納閉鎖直前という補助事業者が見受けられるが、事業完了後速やかに提出するよう指導すべき。

イ 講じた措置

生活環境課・①の指摘については、今後適正な処理に努めてまいります。②の指摘については、「花いっぱい運動推進協議会補助金」の繰越金が多額であるため平成18年度補助金精算時に返納措置を行うこととしております。③の指摘については、証拠書類の整理保存について指導してまいります。

三井楽支所・③の指摘事項で市民課所管の街路灯電気料金補助金交付申請書に支払証明書の原本でなくコピーが添付されていると指摘されましたので、会計課保管の伝票に添付していた原本と差し替えました。④の指摘では、街路灯電気料金補助金実績報告書の証拠書類中、領収書に替えて預金通帳のコピーを添付しているが、領収書が原則であると指摘されましたので、該当町内会から領収書を取り寄せ通帳のコピーと差し替えました。

岐宿支所・③と④について産業経済課所管の補助事業で指摘されましたので、補助対象分支出に係る領収書や預金通帳を確認し、この証拠書類を整理、添付したうえ、再度監査を受けました。

(3) 起案文書について

ア 指摘事項

- ① 決裁日、施行日の記入もれが多く見受けられる。
- ② 印鑑が押印されていないものが見受けられる。

イ 講じた措置

財政課・・・課長印漏れが1箇所ありましたので、是正処理いたしました。

総務課・・・交通安全母の会連合会運営事業費補助金及び安全なわが街づくり連絡協議会運営事業費補助金の交付額確定伺いで、決裁日、施行日、処理期限が未記入でありましたので、適正に是正処理いたしました。

松寿園・・・①の該当文書については、適正に是正処理いたしました。今後は記入漏れがないように注意することとします。

生活環境課・①、②の指摘事項は、適正に是正処理いたしました。

三井楽支所・起案文書の文書番号で不要な「収発」の文字を記入しているのご指摘でありましたので、直ちに修正いたしました。

岐宿支所・①については、福祉保健課、市民課、地籍調査課で、②については、総務課と福祉保健課の事務処理で指摘されましたので、適正に是正処理いたしました。

(4) 自動車運転日誌について

ア 指摘事項

- ① 決裁の不備及び用務、走行距離の記載漏れ、又日誌が無いもの等見受けられるので適正に処理されたい。

イ 講じた措置

財政課・・・日誌は備え付けていますが、記載漏れがありましたので、運転日誌の記載を確実にするよう平成19年2月2日に全課に通知するとともに、決裁漏れの押印も是正いたしました。今後、公用車の使用後の確認を徹底し、運転日誌の記載漏れがないように対処することとします。

総務課・・・平成19年2月1日の課長・支所長会議の折、指摘事項の適正処理について周知徹底を図りました。

松寿園・・・今後は適正に記入するよう努めてまいります。

生活環境課・今後、適正な処理に努めてまいります。

三井楽支所・総務課、税務課、市民課、産業経済課で指摘されましたので、ご指摘のとおり日誌は年度別とし、ボールペンを設置し、個別に随時指導を行い適正に記入するよう努めてまいります。

岐宿支所・・・総務課、福祉保健課、市民課で決裁の不備及び用務、走行距離の記載漏れを指摘されましたので、改善し、他の課にも指摘事項の適正処理について周知徹底を図りました。

(5) 時間外勤務命令について

ア 指摘事項

- ① 従事事務内容の記載が具体性に欠けるものがある。
② 時間数に集計ミスがあるものがある。

イ 講じた措置

社会福祉課・集計ミスについては、過払い分を返納させました。

三井楽支所・税務課の時間外命令簿の記入について、17年度に引き続き同じページに18年度分を記入していたため、年度ごとに別ページに記入するよう指摘されましたので、ご指摘のとおり是正いたしました。

岐宿支所・・・従事事務内容を鉛筆で記入していると指摘されましたので、ボールペンで記入するよう改善いたしました。

(6) 備品管理について

ア 指摘事項

- ① 備品シールのもれているものが一部見受けられる。
② 備品台帳で取得年月日等の入力ミスが見受けられる。

イ 講じた措置

企画課・・・備品登録処理に漏れがあった事務用机3台について、新規に備品登録を行い該当する事務用机に備品シールを貼りました。

財政課・・・①について調査確認し、備品シールを貼りました。なお、合併及び企画財政課からの分離により整理されていない備品があるので随時処理していくこととします。

社会福祉課・②について調査し、取得年月日を修正いたしました。

岐宿支所・・・市民課のタイプライターの取得年月日を修正いたしました。

(企画課)

(1) 組織・機構の見直しについて

ア 指摘事項

- ① 行政改革大綱及び実施計画に基づき、組織・機構全般について再点検を行い、定員適正化計画に沿った、効率的な行政組織・機構の確立に努められたい。

イ 講じた措置

組織機構の見直しについては、平成17年度に策定した「行政改革大綱」、「財政健全化計画」及び平成18年度に策定した「定員適正化計画」の毎年度の削減数を目標として、段階的に見直しを実施していきます。

既に、平成18年4月には、支所組織の事業部門を統合するとともに、業務の一部を本庁へ集約したところです。

更に、平成19年4月には、支所組織の事務部門を統合するとともに、本庁組織についても、係の新設、統合、廃止及び業務の移管等を行い、業務の効率化及び定員の見直しを図ることとしています。

なお、行政改革大綱及び定員適正化計画は、平成21年度までを対象としていますので、現在の組織・機構が最終形ではないということを念頭において、今後とも、事務事業の見直し及び整理統合等による事務効率化により定員の見直しを図るとともに、より効率的、効果的な組織となるよう機構の見直しに努めてまいります。

(財政課)

(1) 分掌事務について

ア 指摘事項

- ① 分掌事務が五島市組織規則と齟齬（そご）が生じているので、業務に合わせて規則改正等の措置を講じられたい。

イ 講じた措置

例規改正を3月中に起案することとします。

(2) 収納事務について

ア 指摘事項

- ① 寄附金で、商工観光課の寄附金を財政課の一般寄附金として収納しているものがあるので、適正に事務処理されたい。
- ② 雑入で、平成 14 年度分の災害に係る建物総合損害共済金 793,995 円が収納されているので、請求が遅れないよう適正に事務処理されたい。

イ 講じた措置

- ①の指摘事項については、収納を財政課から商工観光課へ振替処理いたしました。
- ②の指摘事項については、過年度分の多額の請求漏れを発見し、幸い時効 2 年が適用される前の分だったので収納できましたが、今後は、共済金処理一覧表を作成して被災の報告から共済金の収納までを担当者と係長で随時チェックし、請求の遅れがないよう対処していくこととします。

(総務課)

(1) 職員の研修について

ア 指摘事項

- ① 職員の能力、資質向上のため、効率的で効果的な研修の実施に努められたい。

イ 講じた措置

長崎県市町村職員研修協議会、市町村職員中央研修所への派遣研修を主に階層別研修や専門研修を行っており、今後も専門的で高度な住民サービスを提供できるような研修課程調査研究を行い、職員の能力、資質向上に努めることとします。

(2) 自動車運転日誌について

ア 指摘事項

- ① 前年度の定期監査で指摘しているにもかかわらず、適正な処理が行われていないことは、誠に残念である。

道路交通法施行規則において、安全運転管理者は運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転手に記録させることとなっているので、担当課として周知徹底を図る等適正な措置を講じられたい。

イ 講じた措置

平成 19 年 2 月 1 日の課長・支所長会議の折、公用車を管理している部署は自動車運転日誌の適正な処理をするよう運転者に周知徹底を図るとともに運転する前に空気圧や燃料を確認すること及びたばこの吸殻やジュースの空き缶など車内清掃の徹底管理と公用車を傷つけた場合は必ず報告することについて職員へ周知徹底を図るよう要請

しました。なお、管財係で一括管理している公用車については、財政課長名で別紙のとおり公用車の運転日誌について適正に処理するよう全職員へ通知しています。

(社会福祉課)

(1) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 五島市身体障害者福祉協会の収支決算書において、総収入額と総支出額の差引金額を全額繰り越しているが、本来、繰越金が出るような事業では補助金を見直すべき。繰り越すにしても、市の補助金の10%程度にとどめるべきである。事業内容を精査し、返納等の措置を講じられたい。
- ② 五島市はまゆう福祉作業所の長崎県障害者地域活動助成事業費補助金において、収支決算書には、記載されていない車積立金会計への振替が380,000円支出されている。適正でない実績報告による積立金処理であるので、380,000円は返納させるべき。
- ③ 五島あすなる作業所の収支決算書において、総収入額と総支出額の差引金額2,965,818円を繰り越しているが、市へ返納している890,000円と翌月払いの工事等の経費を差し引いた1,000,000円程度は返納させるべき。
- ④ 五島市手をつなぐ育成会の実績報告書中、支所の収支決算書で276,303円の差引残額が生じており、内40,000円は三井楽支部より育成会本部へ返納の処理がなされている。玉之浦支部については、平成17年度の支部の事業費をはるかに超える170,614円の繰り越しとなっている。支部の繰越金については、総収入額の10%程度とし、それを超える分は精査し、40,000円を含めて返納させるべき。

イ 講じた措置

①の指摘については、五島市身体障害者福祉協会と協議中のため協議が終わり次第報告いたします。

②の指摘については、別紙1のとおり経過報告がありましたので、適正に更正処理するよう指導し、返納はさせないことといたします。

③の指摘については、五島市あすなる作業所と協議中のため協議が終わり次第報告いたします。

④の指摘については、手をつなぐ育成会三井楽支部の活動が滞っており、再建するため社会福祉協議会三井楽支所から5万円の補助を受けたが4万円の余剰金が生じたため、手をつなぐ育成会本部へ返納した。しかし、補助金は社会福祉協議会三井楽支所から支出されたのものであり、育成会本部ではなく社会福祉協議会三井楽支部へ返納させました。玉之浦支部へ育成会本部から5万円予算配分していたが、決算で170,617円の残額が生じたため、本部からの予算配分額を市へ返納させることといたします。

(2) 保育所入所負担金について

ア 指摘事項

- ① 平成 17 年度末で 10,387,220 円の収入未済額があり、平成 18 年 9 月末日現在で、過年度分は、9,793,505 円となっている。財源確保及び負担の公平の面からも、現年度分も含めて、収入率の向上に努められたい。

イ 講じた措置

電話連絡、家庭訪問を通して、鋭意徴収努力いたします。

《事情聴取時指摘事項分》

- (1) 児童福祉係分・・・・・・別紙 2
(2) 総務係分・・・・・・別紙 3

(松寿園)

(1) 委託契約、賃貸借契約事務について

ア 指摘事項

- ① 施設長の専決ではない起案文書が見受けられるので、五島市事務決裁規定により適正に事務処理されたい。

イ 講じた措置

課長の決裁漏れについては、事情を説明し是正しました。今後は、事務決裁規定に基づき適正に処理することとします。

(2) 施設の運営、管理について

ア 指摘事項

- ① 各種レクリエーションを通して、職員、入所者間及び地域住民との交流を促進し、円滑な施設の運営、管理に努められたい。

イ 講じた措置

毎月誕生会や各種クラブ等を開催し、職員、入所者間の交流を実施しているところですが、入所者の平均年齢上昇や各種疾病等により意思の疎通が困難となるケースが見受けられることから、今後も各種レクリエーションを通して、一人一人の意見を吸い上げ、今以上に信頼関係を築いていくとともに、園内で開催される各種行事（夕涼み会等）を地域に啓発して住民との交流を積極的に行い、円滑な施設の運営、管理に努めてまいります。

(生活環境課)

(1) 時間外勤務命令簿について

ア 指摘事項

- ① 命令の月日が前後したものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。

イ 講じた措置

今後、適正な処理に努めてまいります。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 花いっぱい運動推進協議会収支決算書において、総収入額から総支出額の差引金額 213,023 円を繰り越しているが、本来、繰越金が生じるような事業では補助金を見直すべき。また、同協議会は、市からの補助金で活動しており、決算の余剰金は、市へ返納させるべき。事業について精査され、適正な措置を講じられたい。

イ 講じた措置

繰越金 213,023 円から平成 17 年度総収入額の 10%にあたる 114,390 円を差し引いた 98,633 円を平成 19 年 3 月 22 日までに返納することとしております。

(三井楽支所)

(1) 委託契約、賃貸借契約事務について

ア 指摘事項

- ① 契約書の訂正を鉛筆書きで行っているものがあるが、ペン書きで行うようにされたい。

イ 講じた措置

ご指摘のとおりボールペンで訂正いたしました。

(2) 補助金関係事務について

ア 指摘事項

- ① 事業が異なるのに、同じ指令番号であるものが見受けられる。指令簿による適正な事務処理をされたい。

イ 講じた措置

市民課の街路灯電気料金補助金と浄化槽設置整備事業補助金の指令番号が同じであると指摘されましたので、指摘後は市民課の指令簿を統一して、一連の番号で処理しています。

(岐宿支所)

(1) 復命書について

ア 指摘事項

- ① 復命書で、独自様式を使用している課が見受けられるが、共通様式を使用されたい。

イ 講じた措置

旧岐宿町時の様式を使用していたので、指摘後は共通様式を使用するようにいたしました。

(2) 委託契約、賃貸借契約事務について

ア 指摘事項

① 起案の日付と契約書の日付が前後しているものが見受けられる。

イ 講じた措置

事務処理上の誤りであり、適正な更正処理を行いました。